


# 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和4年3月
事業の種類	建設業
災害の概要 (注1)	被災者は、土捨て場に土砂を運搬し、土砂を法肩付近から斜面下方に落として整地する作業に従事していた(法肩位置は順次前進)。被災当日、単独で小型車両系建設機械(ドラグ・ショベル、転倒時保護構造なし)を法肩の傍で走行させていた際、片側の履帯が斜面(傾斜角約40度)にはみ出し、同機とともに高さにして約4メートル転落し、同機の下敷きとなった。
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>ドラグ・ショベル等の重機の転落や路肩の崩壊による危険を防止するため、必要な措置を講じること。(例:路肩に近づかないようにする、離れた箇所から法面を締め固める、または、路肩で作業が必要な場合はシートパイル等により土留めを行う等)</p> <p>そうした必要な措置を徹底するため、あらかじめ作業場所の調査をし、地形等に応じた適切な作業計画を定め、作業を行うこと。</p> <p>転落のおそれのある場所で重機作業を行う際は、転倒時保護構造を有した重機とし、かつ、シートベルトを使用させること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等) 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和4年3月更新版)</p> <p><b>本件災害も含め、昨年从重機による死亡災害等が後を絶ちません(R3-1・R3-2・R4-1・R4-4(右QRコード参照))。</b></p> <p><b>また、重機作業、高所作業等には非常に危険の大きい作業です。作業を行う前に、計画・設計段階で、リスクの少ない工程・方法をよく検討しましょう。</b></p> <p><b>また、建設工事では現場や作業の種類によって様々な危険要因があります。その日の注意事項等について、朝礼時のみならず作業中においても、お互いに声掛けを行わせる等、現場が一丸となって労働災害防止対策を推進してください。</b></p> 

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

# 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		☑
1	<p>車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する<b>作業計画</b>を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？</p> <p>また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る<b>作業計画</b>を定めていますか？</p>	
2	<p>車両系建設機械を<b>主たる用途以外</b>に使用していませんか？</p> <p>注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。</p>	
3	<p><b>車両系建設機械の運転は、有資格者が</b>行っていますか？</p> <p>（例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者</p>	
4	<p>クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、<b>移動式クレーン運転に係る有資格者が</b>行っていますか？</p> <p>また、<b>玉掛け業務は有資格者が</b>行っていますか？</p> <p>（例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者</p>	
5	<p>運転中の<b>車両系建設機械への接触、つり荷の落下</b>により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所への<b>立入りを禁止</b>していますか？</p> <p>やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）</p>	
6	<p><b>車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じて</b>いますか？</p> <p>（例）運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識やガードレールの設置を含む）</p>	
7	<p>路肩等であって転倒や転落による危険が生じるおそれのある場所では、<b>転倒時保護構造</b>の車両系建設機械とし、<b>シートベルト使用</b>を徹底していますか？（買替時等には必要な重機は転倒時保護構造とするよう努めましょう！）</p>	
8	<p>関係労働者に対して、車両系建設機械に関する<b>安全教育</b>を行っていますか？</p>	

ご安全に！！



“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

 長野労働局 ・ 労働基準監督署

(令和4年3月更新)